次期計画骨子案たたき台

資料４

【目標】

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会

【基本方針】 【主な取組の方向性】

Ⅰ こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る

- (1)こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2)多様な遊びや体験・活躍できる機会づくり

Ⅱ こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく

- (1)こども・若者、子育て当事者の意見の適切な社会反映
- (2) 居場所づくり

Ⅲ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する

- (1)こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (2)子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (3)妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

Ⅳ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

- (1)こどもの貧困対策
- (2)障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- (3)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- (4)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

Ⅴ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路の打破に取り組む

- (1)高等教育の修学支援
- (2)就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
- (3)結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援
- (4)共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

Ⅵ 施策の総合性を確保するとともに、関係部局、市町村、関係団体等との連携を重視する

- (1)施策の推進体制等

今後の道こども計画策定イメージ（例）

参　考

基本方針　※骨子案たたき台から抜粋

Ⅳ　良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする

【主な取組の方向性】

(3)児童虐待防止対策と社会的養護の推進及び
ヤングケアラーへの支援

(4)こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・
若者を守る取組

【次回以降審議イメージ（例）】

※こどもまんなか実行計画2024から抜粋

ライフステージを通した重要事項

1　ヤングケアラー支援
（1）ヤングケアラーの実態把握、支援体制の構築及び社会的認知度向上のための広報啓発
（2）教育相談体制の充実

2　こども・若者の自殺対策
（1）こどもの自殺予防・自殺対策に関する広報啓発
（2）「ＳＯＳの出し方に関する教育」を含めた自殺予防教育の推進

3　こどもが安全に安心してインターネットを利用できる環境整備
（1）こどもを含む幅広い世代のＩＣＴリテラシー向上
（2）ＳＮＳ等に起因する性被害等防止対策の推進

4　こども・若者の性犯罪・性暴力対策
（1）「子供の性被害防止プラン 2022」の推進
（2）こども・若者の性犯罪・性暴力に係る相談・支援の強化

5　生命（いのち）の安全教育の推進

6　こども・若者が相談しやすい体制の整備
（1）電話・ＳＮＳ等を活用した相談体制の整備
（2）教育相談体制の充実【再掲】

7　有害環境対策、防犯・交通安全対策等
（1）有害環境対策の推進
（2）こども・若者の非行・被害防止に向けた全国強調月間

8　非行防止と相談支援、自立支援の推進
（1）非行防止・相談活動等の推進
（2）非行防止教育等の推進

9　矯正教育や社会復帰に資する支援等の充実　　等

ライフステージ別の重要事項　学童期・思春期

●いじめ防止
・いじめ防止対策の強化

●不登校のこどもへの支援
・不登校のこどもへの支援体制の整備・強化

【参考：第２次北海道青少年健全育成計画】＜抜粋＞

◎　安心して子どもを育てられる環境づくり
○子どもの育成に関わる人材の確保・育成

◎　豊かな心と健やかな体の育成
○基本的な生活習慣の習得

◎　困難を有する子どもを支援する環境づくり
○障がい等のある子どもへの支援
○児童虐待の予防と早期発見
○いじめ対策の推進
○不登校、引きこもり等の対策の推進

◎　社会参加に向けた望ましい勤労観、関心の育成
○多様な体験機会の提供

◎　青少年の非行や犯罪を防ぐ環境づくり
○社会環境の整備
○非行防止対策の推進
○犯罪からの立ち直り支援の充実

◎　青少年を犯罪被害から守る環境づくり
○福祉を害する犯罪への対策
○情報化社会への対策